小豆島ショッピングセンター (No.1257)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月23日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 DCM株式会社 住 所 東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号 名 称 株式会社マルヨシセンター 住 所 高松市国分寺町国分寺 367 番地 1 名 称 株式会社レデイ薬局 住 所 愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号 名 称 アイル・パートナーズ株式会社 住 所 高松市花園町一丁目 2 番 11 号 名 称 株式会社パリミキ 住 所 東京都中央区日本橋室町二丁目 4番 3 号
大規模小売店舗の 名称及び所在地	名 称 小豆島ショッピングセンター 所在地 小豆郡土庄町渕崎 1447番1 ほか
	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

【及义刑】			
名称	住所	代表者氏名	備考
DCMダイキ	愛媛県松山市美沢一丁	小島 正之	
株式会社	目9番1号		
株式会社マル	高松市南新町4番地6	佐竹 克彦	
ヨシセンター			
株式会社レデ	愛媛県松山市南江戸四	三橋 信也	
イ薬局	丁目3番37号		
アイル・パート	高松市花園町一丁目2	真鍋 康正	
ナーズ株式会	番 11 号		
社			
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁	澤田 将広	
	目7番7号		

【変更後】

変更した事項

名称	住所	代表者氏名	備考
<u>DCM</u>	東京都品川区南大井六	石黒 靖規	R3.3.1
株式会社	丁目 22 番7号		吸収合併
株式会社マル	高松市国分寺町国分寺	佐竹 克彦	R2.1.15
ヨシセンター	367 番地 1		住所変更
株式会社レデ	愛媛県松山市南江戸四	白石 明生	R 元.7.30
イ薬局	丁目3番37号		代表者変更
アイル・パート	高松市花園町一丁目2	本多 武治	R4.6.1
ナーズ株式会	番 11 号		代表者変更
社			
株式会社パリ	東京都中央区日本橋室	恒吉 裕司	H30.12.1
<u>ミキ</u>	町二丁目4番3号		住所変更
			R4.4.1
			名称変更
			R5.4.1
			代表者変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては代表者の氏名

亦	用	+	,
1/A.	₩.	HII	

【交叉問】			
名称	住所	代表者氏名	備考
DCMダイキ	愛媛県松山市美沢一丁	小島 正之	
株式会社	目9番1号		
株式会社マル	高松市南新町4番地6	佐竹 克彦	
ヨシセンター			
株式会社レデ	愛媛県松山市南江戸四	三橋 信也	
イ薬局	丁目3番37号		
アイル・パート	高松市花園町一丁目2	真鍋 康正	
ナーズ株式会	番 11 号		
社			
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁	澤田 将広	
	目7番7号		
	<u>I</u>		

【変更後】

【发文妆】			
名称	住所	代表者氏名	備考
<u>DCM</u>	東京都品川区南大井六	石黒 靖規	R3.3.1
株式会社	丁目 22 番7号		吸収合併
株式会社マル	高松市国分寺町国分寺	佐竹 克彦	R2.1.15
ヨシセンター	367番地1		住所変更
株式会社レデ	愛媛県松山市南江戸四	白石 明生	R 元.7.30
イ薬局	丁目3番37号		代表者変更
アイル・パート	高松市花園町一丁目2	本多 武治	R4.6.1
ナーズ株式会	番 11 号		代表者変更
社			
株式会社パリ	東京都中央区日本橋室	恒吉 裕司	H30.12.1
<u>ミキ</u>	町二丁目4番3号		住所変更
			R4.4.1
			名称変更
			R5.4.1
			代表者変更
株式会社ヤマ	群馬県高崎市栄町1番	上野 善紀	R2.4.1
<u>ダデンキ</u>	<u>1号</u>		入店

変更の年月日上記記載のとおり変更する理由上記記載のとおり

- 2 届出年月日 令和5年6月12日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 土庄町商工観光課

縦覧期間: 令和5年6月23日から令和5年10月23日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和5年10月23日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

小豆島ショッピングセンター (No.1257)

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ